

○盛岡市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例施行規則

平成21年3月23日規則第7号

改正

平成27年1月16日規則第1号

平成28年3月29日規則第8号

令和4年3月29日規則第10号

盛岡市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡市市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例（平成17年条例第26号。以下「条例」という。）の規定に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第4号エの規則で定める事項)

第2条 条例第2条第4号エの規則で定める事項は、浸水した場合に想定される水深が3メートル以上であることとする。

(条例第2条第4号オの規則で定める土地の区域)

第3条 条例第2条第4号オの規則で定めるものは、次に掲げる土地の区域とする。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号ロに掲げる農地の区域
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により指定された保安林の区域、同法第29条の規定により通知された保安林予定森林の区域及び同法第41条第1項の規定により指定された保安施設地区
- (4) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第1号）

この規則は、平成27年1月18日から施行する。

附 則（平成28年規則第8号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第10号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（同条に1号を加える部分に限る。）は、同年7月1日から施行する。